

議員提出議案第 10 号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 6 月 17 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	大 平 高 志
賛成者	同	福 本 ま り 子
	同	井 木 裕
	同	青 亀 壽 宏
	同	手 嶋 正 巳
	同	高 塚 勝

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細やかな教育をするためには 30 人学級の実現が不可欠です。

そのうえ、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 17 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣